

京都市子ども医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年8月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 24 号

京都市子ども医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則

京都市子ども医療費支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「6歳」を「12歳」に改める。

第2号様式(裏面)注意事項2中「において診療を受ける」を「から診療又は訪問看護(指定訪問看護事業者によるものをいう。以下同じ。)を受ける」に改め、「6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(以下「幼児」といいます。)及び6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日から」「12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」の右に「(以下「3歳以上の者」という。)」を加え、「窓口」を「窓口等」に、「において診療を受けた」を「から診療又は訪問看護を受けた」に改め、「で診療」の右に「又は訪問看護」を加え、同注意事項3中「を受けたときは」を「又は訪問看護を受けたときは、保険医療機関等ごとに」に、

「

入院外	各月の最初の診療日に	200円	を
入院	1月につき	200円	

」

「

入院による診療		1月につき	200円
入院外の診療	3歳以上の者以外の者	各月の最初の診療日に	200円
訪問看護	3歳以上の者以外の者	各月の最初の利用日に	200円
	3歳以上の者	1月につき	合計3,000円以内

」

に、「幼児が入院外で受けた診療」を「3歳以上の者が受けた入院外の診療又は訪問看護」に改め、「保険の」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年9月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市子ども医療費支給条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)